

「社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査」
事業の評価（案）の概要

1. 業務内容及び契約期間

調査対象名簿の作成（21年度は除く）、調査関係用品の印刷、調査票等の送付、調査票の回収・受付、督促、照会対応、個票審査、データ入力に係る業務

契約期間：平成21年8月から平成24年3月までの2年8か月間

2. 実施状況に関する評価

回収率について、上回らなければならない回収率80%（障害福祉サービス等事業所票76.0%、居宅サービス事業所（福祉関係）票は74.8%）を達成。確保されるべき質は達成したものと評価。

3. 実施経費に関する評価

2年分の契約に基づく支払額は30,534万円（従来経費の98.8%に相当）であり、2年分の削減額349万円。このほか、照会対応支援（厚生労働省職員工数26人日）に要した労力が発生。

4. 今後の事業について

次期事業においては、次の点に留意し、引き続き民間競争入札を実施することが適切と考えられる。

- (1) 上回らなければならない回収率は達成しているものの、厚生労働省は「一部のデータについて20年度以前の調査と比べ、統計の質や活用に当たっての利便性が低下した面があることは否めない」としていることから、
 - ・本統計調査の質、調査結果の利便性を確保する観点から、上回らなければならない回収率の適切な見直し、調査方法等の見直しを検討すること
 - ・企画書において具体的な督促方法（督促を行う時期・対象、督促の手法等）の記載を求め、業務の実施においては確実な履行を求めること
- (2) 調査名簿の作成を円滑に進めるため、早期の契約締結、適切なスケジュール管理に留意すること
- (3) 督促や照会対応等の実施状況については、競争性確保の観点から、本実施状況を踏まえた企画書の提案が可能となるよう、実施要項等において十分に情報開示を行うこと。また、照会対応の内容を「照会対応事例集」に反映するなど、次期事業者へのノウハウ伝達のあり方を検討すること